

Dynamics 自治体総括表 使用許諾同意書

1 Dynamics 自治体総括表の取り扱いについて

- (1) 自治体総括表（以下「本システム」とする）はDynamicsと連動し、都道府県別の外来、入院の総括表（福祉）を出力します（未対応の県は除く）。
- (2) 本システムの運用にはMicrosoft AccessおよびMicrosoft Excelが必要です（詳細は別紙の「動作環境」を参照のこと）。

2 契約と解約について

- (1) 本システムは1診療所1ライセンスでお使いください（同一経営であっても、別診療所では別ライセンスとなります）。
- (2) 本システムを複製、もしくは無断で他人に譲渡、転貸することはできません。
- (3) 納品後の返品はできません。
- (4) 初年度の契約期間は、Dynamics 正規版初期費用の入金月を基準とし、翌年同月末日までの1年間とします。初年度契約期間中の解約はできません。
- (5) 使用料のお支払いは、別紙に定めるとおりとします。
- (6) 2年目以降の契約は1ヶ月ごとの自動更新とし、使用料は自動振替になります。但し、2年目以降に解約を希望される場合は、解約希望月の前月までに契約終了を申し出た場合に自動振替を停止し、解約といたします。なお、契約を更新できないと認められる特段の事情がある場合には、当社から契約更新をお断りすることがあり、その場合は契約終了の90日前までに文書をもって予告のうえ、契約終了の通知を行い、期間満了と共に契約終了と致します。
- (7) 公的施設、企業内施設の場合、会計処理の都合で、振込みによる支払を希望する場合は、申請により特例として年額一括振込みを認めますが、この場合は年間契約として中途解約における返金はいたしません。
- (8) 契約終了となった場合には、本システムをコンピューターの記憶装置またはバックアップメディア上より消去または廃棄いただくようお願いいたします。

3 メンテナンスについて

- (1) 本システムの印刷結果で正しくデータが出力されないなどの問題が起こった場合は、本製品ご契約時にお知らせいたしますヘルプデスクまでご連絡ください。
- (2) 各種ご連絡にはEメールを使用しますので、申し込み時には「メールアドレス」を必ずご記入ください。
- (3) プログラムを変更した場合、メールにてご連絡の上、当社ホームページより最新版プログラムをダウンロードしていただきます。

4 その他

- (1) 本システムにより何らかの損害が生じた場合、当社はユーザー様よりいただいた代金の範囲内での返金以上の責任を負いません。
- (2) 問題が発生したときは、関係者協議をして対応することとします。
- (3) 本システムの使用に関わる紛争は、東京地方裁判所を管轄裁判所として解決するものとします。
- (4) 本同意書の内容は適宜追加変更することがあります。